

## 沖縄県職業能力開発協会の個人情報保護規程

### (目的)

第3条 この規程は、沖縄県職業能力開発協会（以下「協会」という）は、特定の個人を識別できる情報（以下、個人情報）という）の保護に関する法令その他の規範を遵守し、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (個人情報の範囲)

第4条 個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定するとともに、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことのないよう努めなければならない。

### (収集の制限)

第3条 協会は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 協会は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集するものとする。
- 3 協会は、個人情報を収集するときは、その目的を明示して本人から収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 法令等に基づくとき。
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - (3) 出版等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 前4号に掲げるほか、本人以外の者から収集することに相当の理由があると認められるとき。
- 4 協会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる恐れのある個人情報を収集してはならない。ただし、各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 法令又は条例に基づいて収集するとき。
  - (2) 事務事業の目的を達成するため、必要があると認められるとき。

### (利用及び提供の制限)

第4条 協会は、個人情報を取り扱う事務事業の目的以外のために個人情報を利用し、又は提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令又は条例の規程に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 公益上の必要、その他相当の理由があると認められるとき。

### (提供先に対する措置要求)

第5条 協会は、協会以外の者に対して個人情報を提供する場合、必要があると認めるときは提供を受ける者に対し、提供に係わる個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取り扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

### (個人情報の適切な管理)

第6条 協会は、個人情報を取り扱う事務事業の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確、安全かつ最新の状態を保つように努めるものとする。

- 2 協会は、保有個人情報の漏洩、滅失及び損傷の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 協会は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ速やかに廃棄又は消去しなければならない。
- 4 協会の保有個人情報保護責任者を、事務局長の職にあるものとする。

### (保有個人情報の開示)

第7条 協会は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に開示することができる認められる情報
- (2) 開示をすることにより、第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる情報
- (3) 開示をすることにより、協会の事務事業の適切な遂行に支障を生ずるおそれのある情報

(開示の申し出に対する通知等)

第8条 協会は、開示の申し出があったときは、当該申し出があった日から起算して15日以内に、開示の申し出に係る個人情報の開示をするかどうかを開示の申し出をした者に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に通知をすることができないときは、この限りでない。

2 協会は、開示をする旨の通知をしたときは、速やかに、開示の申し出をした者に対し当該個人情報を開示するものとする。

(保有個人情報の訂正)

第9条 協会は、開示を受けた個人情報について、訂正の申し出があったときは、本人であることを確認の上、当該個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、これに応ずるものとする。

(訂正の申し出に対する通知)

第10条 協会は、訂正の申し出があったときは、当該申し出があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正するかどうかを訂正の申し出をした者に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に通知をすることができないときは、この限りでない。

(苦情の処理)

第11条 協会は、その保有する個人情報の取り扱いに関する苦情相談があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

(委託等に関する措置)

第12条 協会は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の義務)

第13条 協会の若しくは職員であった者は、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 附 則

この規程は、平成19年5月11日から施行する。